平成２１年（フ）第４２５号
兵庫県揖保郡太子町東出217番地４、開始決定時の住所兵庫県赤穂市加里屋中州４丁目７番地
破産者　恒次　澤子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１２号
兵庫県相生市青葉台６番23号
破産者　濱田　正明
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１３号
兵庫県相生市青葉台６番23号
破産者　濱田みどり
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４号
佐賀県神埼市神埼町的623番地６
破産者　山本　勝弘
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
熊本県菊池郡菊陽町久保田2791番地２　クレスト菊陽Ｂ101号
破産者　宇藤山信彦
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６５３号
熊本市九品寺５丁目10番33―205号、住民票上の住所熊本市下江津４丁目６番８号
破産者　矢野多加子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１号
熊本県玉名郡和水町上板楠1355番地
破産者　大町　　晃
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１４１８号
札幌市中央区南13条西10丁目１番40号　ＳＫパレス302号、開始決定時の住所札幌市中央区南13条西11丁目３番７―602号
破産者　加藤　詠子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６４号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地29　豊ビル407号
破産者　後藤　　隆
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１４号
札幌市東区北49条東３丁目２番13号　新田マンション７号
破産者　箱崎　由春
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８号
北海道岩見沢市志文町1180番地43サニーヒルコバヤシＢ棟
破産者　前田絵美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５３９号
宮城県名取市手倉田字八幡75番地の１　シャローネ星107号
破産者　堀江　由美
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
福島県いわき市常磐湯本町宝海112番地８、旧住所福島県いわき市好間町下好間叶田77―１
破産者　山田　　歩
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県八潮市中央２丁目１番地８
破産者　飯泉　賢一
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
埼玉県越谷市宮本町５丁目231番地１グレースＴＭ105号、前住所埼玉県越谷市東大沢４丁目２番地９
破産者　藤原久仁夫
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
埼玉県春日部市増田新田306番地１、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区本丸１丁目37番14号
破産者　荒井　光榮
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
新潟市南区戸頭252番地３、前住所新潟市南区上下諏訪木632番地
破産者　渡邊　晋一
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８５号
新潟県新潟市北区松浜８丁目１番49号
破産者　中澤　昭良
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県十日町市八箇甲1519番地５
破産者　服部　正人
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係